令和８年（フ）第６１９２号
東京都練馬区高松２丁目４―12―202
債務者　後藤　晃一
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２０３号
東京都文京区千駄木４丁目23―４―203
債務者　藤澤　陽子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２２６号
東京都町田市鶴川５丁目５―11―101
債務者　高橋　雄大
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２５８号
神奈川県相模原市中央区緑が丘２丁目30―４
債務者　直江　基延
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１９号
福岡県遠賀郡岡垣町野間南５番１―207号
ルシオーレ
債務者　加藤　　茜
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月15日午後３時30分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６２０１号
神奈川県秦野市東田原137―11
債務者　西村　咲子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３２３１号
大阪市天王寺区大道１丁目９番12号　沼田ビル101号
債務者　平川　　論
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６２２５号
東京都港区港南３丁目７―16―2304
債務者　サンダース　ゴードン　スコット
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

令和７年（フ）第１０６８号
神戸市中央区加納町４丁目５番10号北野坂ＫＩＮＳＥＮビル４階
破産者　合同会社ＦＲＥＥ’Ｓ　ＫＯＢＥ
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１５号
千葉県松戸市新松戸６丁目210番地の３
パール壱番館101号
破産者　遠藤　　淳
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３７５号
千葉県松戸市栄町４丁目204番地の３カネヨシマンション403号
破産者　Ｌｉｍｉｔ　ｏｆｆ合同会社
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３８２号
千葉県松戸市竹ケ花西町305番地の12
破産者　北川　　徹
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３９５号
千葉県柏市今谷上町35番地49
破産者　ＡｂｓｏｌｕｔｅＳｅｎｓｅ株式会社
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３９６号
千葉県柏市今谷上町35番地49
破産者　浦上　　剛
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３９９号
千葉県流山市おおたかの森北１丁目12番地の21　ルミールおおたか103
破産者　濵本　靖之
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１５号
札幌市南区石山２条６丁目５番17号
破産者　クリエイト・ピクチャーズ株式会社
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第９６号
山形県米沢市中央二丁目３番18号
破産者　極楽麦酒本舗合同会社
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

令和７年（フ）第４４２号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字三島3426番地
破産者　株式会社いわびつファーム
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１７６号
名古屋市中川区八田町1813番地　エトワール八田５階501号室、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中川区八田町1813番地
破産者　すみれ流通株式会社
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部